

保育標準時間

保育料基準額表（令和6年4月1日～）

(単位:円)

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料(区立保育園) <small>(備考7)</small>					
階層	所得等の条件	0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス		
		第1子	第2子	第3子						
A <small>(備考3)</small>	生活保護世帯	0				0	0	0		
B <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く 市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯 <small>(備考4)</small>	0			0	0	0		
		ひとり親等世帯以外	0			200	200	200		
C1 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯	2,900								
C2 <small>(備考3)</small>	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000 円未満相当の世帯	3,400	第2子以降の保育料は （延長保育料を除く）	幼児3歳教育クラス保育以上の無償化により、延長保育料を除外しません。	700	700	700		
C3 <small>(備考3)</small>		7,000 円以上相当の世帯 48,600 円未満相当の世帯	4,100							
D1 <small>(備考3)</small>		48,600 円以上相当の世帯 52,500 円未満相当の世帯	7,600							
D2 <small>(備考3)</small>		52,500 円以上相当の世帯 55,000 円未満相当の世帯	9,300					1,000	1,000	1,000
D3 <small>(備考3)</small>		55,000 円以上相当の世帯 60,000 円未満相当の世帯	10,600							
D4 <small>(備考3)</small>		60,000 円以上相当の世帯 75,000 円未満相当の世帯	17,500					1,700		
D5 <small>(備考3)</small>		75,000 円以上相当の世帯 97,000 円未満相当の世帯	21,700					2,100	1,400	1,400
D6		97,000 円以上相当の世帯 115,000 円未満相当の世帯	24,400					2,400		
D7		115,000 円以上相当の世帯 130,000 円未満相当の世帯	26,800					2,600	1,600	1,600
D8		130,000 円以上相当の世帯 150,000 円未満相当の世帯	29,000					2,900	1,700	1,700
D9		150,000 円以上相当の世帯 169,000 円未満相当の世帯	31,300					3,100	2,000	
D10		169,000 円以上相当の世帯 185,000 円未満相当の世帯	33,200					3,300	2,100	
D11		185,000 円以上相当の世帯 200,000 円未満相当の世帯	35,300					3,500	2,300	
D12		200,000 円以上相当の世帯 215,000 円未満相当の世帯	37,100					3,700	2,400	
D13		215,000 円以上相当の世帯 230,000 円未満相当の世帯	39,000					3,900		
D14		230,000 円以上相当の世帯 245,000 円未満相当の世帯	40,600					4,000		
D15		245,000 円以上相当の世帯 260,000 円未満相当の世帯	42,400					4,200		2,000
D16		260,000 円以上相当の世帯 280,000 円未満相当の世帯	43,800					4,300		
D17		280,000 円以上相当の世帯 301,000 円未満相当の世帯	45,600					4,500	2,500	
D18		301,000 円以上相当の世帯 340,000 円未満相当の世帯	49,400					4,900		
D19		340,000 円以上相当の世帯 397,000 円未満相当の世帯	55,800					5,500		
D20		397,000 円以上相当の世帯 460,000 円未満相当の世帯	61,200					6,100		
D21		460,000 円以上相当の世帯 510,000 円未満相当の世帯	65,500					6,500		
D22		510,000 円以上相当の世帯 560,000 円未満相当の世帯	68,800					6,800		
D23		560,000 円以上相当の世帯 610,000 円未満相当の世帯	72,200					7,200		
D24		610,000 円以上相当の世帯 800,000 円未満相当の世帯	75,700					7,500	2,600	2,100
D25	800,000 円以上相当の世帯 1,100,000 円未満相当の世帯	80,400			8,000					
D26	1,100,000 円以上相当の世帯	85,000			8,500					

(備考)

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和5年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和6年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。
- 延長保育料は1時間利用した場合の月額金額です。

保育短時間

保育料基準額表（令和6年4月1日～）

（単位：円）

階層	世帯の階層区分 所得等の条件		保育料（月額）			月額延長保育料（区立保育園）			
			0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
			第1子	第2子	第3子				
A (備考3)	生活保護世帯		0						
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯（備考4）	0						
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0						
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,800						
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000円未満相当の世帯	3,300	第2子以降の保育料はかかりません。（延長保育料を除く）	幼児教育・保育の無償化により、延長保育料はかかりません。				
C3 (備考3)		7,000円以上相当の世帯	4,000						
D1 (備考3)		48,600円未満相当の世帯	7,400						
		48,600円以上相当の世帯	9,200						
D2 (備考3)		52,500円未満相当の世帯	10,400						
		52,500円以上相当の世帯	17,100						
D3 (備考3)		55,000円未満相当の世帯	21,200						
		55,000円以上相当の世帯	23,900						
D4 (備考3)		60,000円未満相当の世帯	26,400						
		60,000円以上相当の世帯	28,400						
D5 (備考3)		75,000円未満相当の世帯	30,600						
		75,000円以上相当の世帯	32,600						
D6 (備考3)		97,000円未満相当の世帯	34,500						
		97,000円以上相当の世帯	36,300						
D7 (備考3)		115,000円未満相当の世帯	38,300						
		115,000円以上相当の世帯	39,800						
D8 (備考3)		130,000円未満相当の世帯	41,600						
		130,000円以上相当の世帯	43,100						
D9 (備考3)		150,000円未満相当の世帯	44,900						
		150,000円以上相当の世帯	48,500						
D10 (備考3)		169,000円未満相当の世帯	54,800						
		169,000円以上相当の世帯	60,100						
D11 (備考3)		185,000円未満相当の世帯	64,400						
		185,000円以上相当の世帯	67,600						
D12 (備考3)		200,000円未満相当の世帯	70,900						
		200,000円以上相当の世帯	74,400						
D13 (備考3)	215,000円未満相当の世帯	79,100							
	215,000円以上相当の世帯	83,700							
D14 (備考3)	230,000円未満相当の世帯								
	230,000円以上相当の世帯								
D15 (備考3)	245,000円未満相当の世帯								
	245,000円以上相当の世帯								
D16 (備考3)	260,000円未満相当の世帯								
	260,000円以上相当の世帯								
D17 (備考3)	280,000円未満相当の世帯								
	280,000円以上相当の世帯								
D18 (備考3)	301,000円未満相当の世帯								
	301,000円以上相当の世帯								
D19 (備考3)	340,000円未満相当の世帯								
	340,000円以上相当の世帯								
D20 (備考3)	397,000円未満相当の世帯								
	397,000円以上相当の世帯								
D21 (備考3)	460,000円未満相当の世帯								
	460,000円以上相当の世帯								
D22 (備考3)	510,000円未満相当の世帯								
	510,000円以上相当の世帯								
D23 (備考3)	560,000円未満相当の世帯								
	560,000円以上相当の世帯								
D24 (備考3)	610,000円未満相当の世帯								
	610,000円以上相当の世帯								
D25 (備考3)	800,000円未満相当の世帯								
	800,000円以上相当の世帯								
D26 (備考3)	1,100,000円以上相当の世帯								

延長保育（月極）は利用できません。

（備考）

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあっては令和5年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあっては令和6年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要で）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。